

令和健康科学大学研究活動に関する行動規範

本学は、倫理に基づいた最先端の実践的医療を提供し、すべての人々の健康を支援することにより地域社会に貢献できる医療専門職の人材育成を目的としている。

大学教員は、研究と教育を通じて社会に貢献する役割を担っている。本学が教育と研究の本来的な機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支えるために、教育者および研究者を育成していくことは重要な任務である。

この基本的認識の下に、本学は研究活動に関する行動規範を以下のように策定する。

(研究者の役割)

1. 研究者は、真理を探求し、あるいは独創的な研究活動を行うとともに、その成果を活かして健康科学の将来的な発展に貢献する責任を有する。

(自己研鑽)

2. 研究者は、深い思考と広い視野のもとに自らの専門性の向上に努める。

(教員としての自覚と責任)

3. 研究者は、教員として学生に与える影響を考慮し細心の注意をもって正しく行動し、また、研究者の真のあり方について学生を指導する責任を有する。

(差別の排除)

4. 研究者は、人種、性、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、眞実に忠実であり公正・公平を旨とする。

(守秘義務)

5. 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

(不正行為の排除と法令の遵守)

6. 研究者は、自らを厳しく律して、データの捏造、改ざん、濫用、あるいは偏ったデータの提示など、眞実から逸脱する行為を行わず、また加担しない。研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(倫理・安全の重視)

7. 研究者は、人を対象とした研究活動を自ら行いまたは指導する場合には、本学の定める倫理審査委員会規程を遵守し、人格を傷つけあるいは軽視する行為は行わない。

(利益相反)

8. 研究者は、自らの研究行動について、利益相反の発生に十分に注意し、令和健康科学大学利益相反管理規程および令和健康科学大学利益相反マネジメントポリシーに基づき、利益相反による弊害が生じないように努めなければならない。

令和4年4月1日制定